証券コード　6518
平成27年６月５日

株 主 各 位

兵庫県姫路市青山北一丁目１番１号
三 相 電 機 株 式 会 社
代表取締役社長　黒　田　直　樹

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご案内申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討いただき、同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、折り返しお送りいただきたくお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　　平成27年６月20日（土曜日）　午前10時
２．場　　所　　兵庫県姫路市青山北一丁目１番１号
三相電機株式会社　講堂
（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照下さい。）

３．目的事項

報告事項
１．第58期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第58期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　取締役６名選任の件
第２号議案　監査役２名選任の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件
第４号議案　取締役および監査役の報酬額改定の件
第１号議案から第４号議案の概要は、後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（29頁から32頁まで）に記載のとおりであります。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
◎事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.sanso-elec.co.jp/）に掲載させていただきます。
◎本株主総会当日、当社の役員および係員はクールビズ（ノーネクタイ）にて対応させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。
株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席下さいますようお願い申し上げます。

（添付書類）

事　業　報　告

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府による経済再生と財政再建に向けた取り組みや、日銀の金融緩和策を背景に、円安・株高が進み、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、個人消費は消費税増税後の落ち込みから抜け出しつつありますが、物価上昇に伴う実質所得の減少を背景に回復の動きはもたつき、円安による輸入コストの上昇および新興国の景気減速などの要因もあり、企業収益は改善が見られるものの、本格的な景気回復までには至りませんでした。

当社グループにおいては、企業収益の改善により設備投資は底堅く推移し、半導体製造装置用ポンプや工作機械装置用モータ等の受注が増加いたしました。しかしながら利益面においては、円安による輸入材料の高騰が、コストを押し上げる要因となり、引き続き厳しい経営環境が続くこととなりました。

このような事業環境の中、お客様の要望にきめ細かく対応することで、顧客満足度の向上を図るとともに、新規受注に向けた営業活動を推進してまいりました。具体的には、インダクションモータの高効率規制に対応した高効率モータの量産化に取り組み、受注拡大に努めてまいりました。また、円安による輸入コストの上昇分を販売価格に転嫁すべく、価格交渉を行うとともに、生産性の改善や幅広い原価低減を進め業績向上に注力してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は134億43百万円（前期比109.5%）、営業利益は４億67百万円（同463.2%）、経常利益は５億44百万円（同307.3%）となりました。また、当期純利益は４億11百万円（同401.6%）となりました。

②　設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は７億90百万円であり、その主なものは機械工作設備の拡充と、金型製作であります。

③　資金調達の状況

当社グループは、当連結会計年度において新たに８億50百万円の銀行借入を行い、設備投資資金ならびに運転資金に充当しております。

④　事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受の状況
該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況の推移

区　　分	第55期 (平成24年３月期)	第56期 (平成25年３月期)	第57期 (平成26年３月期)	第58期 (当連結会計年度) (平成27年３月期)
売　　上　　高(百万円)	12,182	11,362	12,277	13,443
当　期　純　利　益(百万円)	507	117	102	411
１株当たり当期純利益　(円)	56.20	13.05	11.35	45.61
総　　資　　産(百万円)	10,005	11,368	11,828	12,986
純　　資　　産(百万円)	5,713	5,915	6,113	6,555
１株当たり純資産額　(円)	633.29	655.74	677.74	726.96

(注) １株当たり当期純利益は、保有する自己株式を除く期中平均発行済株式総数に基づき、１株当たり純資産額は、保有する自己株式を除く期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
岡山三相電機株式会社	20百万円	100.0%	モータ・ポンプ製造販売
播磨三相電機株式会社	40百万円	100.0%	モータ・ポンプ部品製造販売
サンソー精工株式会社	10百万円	100.0%	モータ・ポンプ部品製造販売
新宮三相電機株式会社	10百万円	100.0%	モータ・ポンプ部品製造販売
上海三相電機有限公司	542万米ドル	100.0%	モータ・ポンプ製造販売

(4) 対処すべき課題

今後の業績見通しといたしまして、雇用や所得の環境改善が持続し、原油安や株高に伴うプラス効果の影響や各種政策の推進もあり、景気は堅調に推移することが期待されますが、海外景気の下振れがわが国の景気を下押しするリスクとして残り、依然として楽観視できない状況が続くものと考えられます。

当社グループにおいては、インダクションモータの高効率規制をチャンスと捉え、他社製品との比較優位性を強みとした営業活動や、市場が求める省エネルギー商品の提案で企業競争力の強化を図ってまいります。また部品加工の内製化や効率化を進め業績向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

電気機械器具（各種モータ、電動ポンプおよび電子回路応用機器）の製造ならびに販売

(6) 主要な営業所および工場（平成27年３月31日現在）

当社	本社および工場	兵庫県姫路市、兵庫県たつの市
	営業所他	東京（東京都練馬区）、名古屋（名古屋市西区）、福岡（福岡市南区）他営業所５箇所、出張所２箇所
子会社	岡山三相電機株式会社	岡山県赤磐市
	播磨三相電機株式会社	兵庫県宍粟市
	サンソー精工株式会社	兵庫県姫路市
	新宮三相電機株式会社	兵庫県たつの市
	上海三相電機有限公司	中国上海市

(7) 使用人の状況（平成27年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

部門の名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
	名	名
製造部門	424 〔337〕	26 (減) 〔31〕(増)
研究開発部門	33 〔5〕	〔-〕(－) 〔-〕(－)
営業・全社（共通）部門	95 〔26〕	1 (増) 〔2〕(減)
合計	552 〔368〕	25 (減) 〔29〕(増)

（注）使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
名	名	歳	年
290 〔123〕	8（減） 〔17〕（増）	42.1	16.8

（注）使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	345,004千円
三井住友銀行（中国）有限公司	270,600千円
株式会社みずほ銀行	256,250千円
株式会社みなと銀行	223,156千円
三井住友信託銀行株式会社	145,000千円

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　36,000,000株
② 発行済株式の総数　9,143,200株
③ 株主数　514名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
ケイアールディー株式会社	2,260	25.00
三相電機取引先持株会	1,458	16.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	674	7.45
徳永耕造	309	3.41
黒田栄子	206	2.28
黒田直樹	205	2.27
三相電機社員持株会	195	2.15
株式会社石野製作所	190	2.10
ＳＭＢＣファイナンスサービス株式会社	184	2.04
石野一郎	182	2.02

（注）持株比率は自己株式（105,573株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成27年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	黒田直樹	上海三相電機有限公司董事長
常務取締役	小林秀嗣	技術部・営業部担当
取締役	岡本富男	統括管理部長・国内関連会社担当
取締役	森川晴彦	上海三相電機有限公司総経理
常勤監査役	萩原一郎	
監査役	赤松光弘	
監査役	浜野信夫	プロジェクト浜野　代表

（注）１．監査役赤松光弘および浜野信夫の両氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は赤松光弘および浜野信夫の両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
２．平成26年６月21日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって、監査役松本守正氏は辞任により退任いたしました。

② 取締役および監査役へ支払った報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	４名	67,940千円
監査役 （うち社外監査役）	４名 （３名）	5,640千円 （1,680千円）

（注）１．上記には、平成26年６月21日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役１名を含んでおります。
２．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
３．平成４年６月25日開催の第35回定時株主総会において取締役の報酬限度額は、月額20,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は、月額4,000千円以内と決議いただいております。

③ 社外役員等に関する事項

イ．社外取締役を置くことが相当でない理由
当社では、社外監査役が２名おり取締役会で監督上貴重な意見を述べており、十分に監査監督体制が整っているため社外取締役を置いておりませんでしたが、経営の透明性をさらに向上させ、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的として、平成27年６月20日開催予定の第58回定時株主総会に、社外取締役の候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

ロ．他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
浜野信夫氏はプロジェクト浜野の代表者であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

ハ．他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

ニ．当事業年度における主な活動状況

監査役赤松光弘氏は、当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、主に前職において長期に亘り総務部門を経験された観点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会13回の全てに出席し、監査役会が定めた方針、業務の分担等に従い、前職（総務部門）の経験を活かした専門的見地から監査役会の決議事項、検討事項等の承認・可決および提言を行っております。

監査役浜野信夫氏は、就任後開催の当事業年度取締役会10回の全てに出席し、主に実業界で長年の経験を蓄積した幅広い知識を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、就任後開催の当事業年度監査役会10回の全てに出席し、監査役会が定めた方針、業務の分担等に従い、実業界での経験を活かした専門的見地から監査役会の決議事項、検討事項等の承認・可決および提言を行っております。

ホ．責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	23,000千円
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針であります。また、会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況等を勘案し、再任・不再任の決定を行う方針であります。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額に２を乗じて得た額としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令、定款、その他社内諸規程等の遵守ならびに社会倫理の尊重を行い、取締役が率先垂範して使用人への周知徹底を図る。

社内体制としてコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題の把握と改善に努めるとともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図る。また使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「公益通報者保護規程」を定める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき文書または電磁的媒体により記録を行うとともに、閲覧が容易な状態で定められた期間、保存および管理を行うものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．製品市場、為替相場、金利や株価等による市場リスク、信用リスク、コンプライアンスリスク、情報セキュリティリスク等様々なリスクに対処するため、「経理規程」、「与信管理規程」、「デリバティブ管理規程」、「安全衛生管理規程」、および「危機管理規程」に従い対応を図る。

全社的なリスクを総括的に管理する部門を総務担当部署とし、リスク内容により関連規程で定める部署が、リスク管理体制の確立を図る。

ロ．監査役および監査部員は、各部門のリスク管理状態を監査し、監査役はその結果を取締役会にて報告するものとする。

ハ．事業活動上の重大な事態が発生した場合は、社長の指揮下に対策本部を設置し迅速な対応を行い、損失・被害を最小限にとどめる体制を整えるものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役の職務執行が効率的に行われることの基礎体制として、取締役会を月１回定時開催するほか、必要に応じ適宜臨時に開催するものとする。また執行役員制度を導入しており、執行役員会を月１回定時開催するほか、必要に応じ適宜臨時に開催するものとする。

ロ．取締役は、経営戦略遂行のため中期経営計画会議にて、中期経営計画および年次事業計画の策定を行い、月１回その会議の場において進捗状況の確認を行うものとする。また執行役員が同会議に出席し、目標達成のための活動報告を行うものとする。

ハ．取締役の業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」の責任および権限、また執行の手続きに基づき行うものとする。

⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ．使用人は、法令、定款はもとより社員の行動規範および社内諸規程に則り行動するものとする。またコンプライアンス委員会は、使用人への指導教育を補佐し、法令および定款の遵守、コンプライアンスの実効性の確保に努める。

ロ．使用人は、法令、定款ならびに社会通念に反する行為等の事実を知った場合、「公益通報者保護規程」に基づき、社内の所定の窓口に通報を行い、不正行為等の早期発見と是正が行われる体制とする。

ハ．監査部員は、「内部監査規程」に基づき各部門の業務に関し、法令、定款および社内諸規程の遵守状況ならびに、職務執行の手続き等の内部監査を行い、社長および監査役に対しその結果を報告し、内部監査により判明した各部門の指摘事項等の是正確認を行うものとする。

⑥　会社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．当社は、「関係会社管理規程」に基づき子会社を管理する体制とする。また子会社担当の執行役員を配置し、事業計画の遂行、コンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立等、子会社の統括管理を行うものとする。

　更に海外子会社においては、担当の取締役が海外子会社の会計監査人と連絡を密にし、企業統括に努める。

ロ．国内子会社の代表取締役は、当社の経営会議に出席し、子会社の進捗状況を定期的に報告するものとする。

ハ．監査役および監査部員は、当社の内部監査と同様に子会社においても同様の監査を行うものとする。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が補助する使用人を必要とした場合、取締役会において監査役と協議の上、監査部員から監査役の補助すべき使用人として任命することができる。

⑧　使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の補助する使用人においては、取締役からの独立性を確保するものとし、その使用人に対する任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重した上で行うものとする。

⑨　取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

イ．「監査役会規程」、「監査役監査規程」に基づき、取締役、執行役員および使用人が監査役に報告するための体制を整備することとする。

ロ．監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の報告状況を把握するため、取締役会、執行役員会および経営会議等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等の業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役、執行役員および使用人に対し、説明を求めることができるものとする。

ハ．取締役、執行役員および使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項ならびに法令および定款違反、不正行為の事実等を知った場合、監査役に報告するものとする。監査役は、必要に応じて取締役、執行役員および使用人に対し、報告を求めることができるものとする。

⑩　子会社の取締役、監査役および使用人が当社の監査役に報告するための体制

イ．子会社各社の取締役、監査役および使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、速やかに適切な報告を行うものとする。

ロ．子会社各社の取締役、監査役および使用人は、法令等の違反行為等、子会社各社若しくは他のグループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見し次第、直ちに当社の監査役に対して報告を行うものとする。

⑪ **監査役へ報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**

当社および子会社は、当社監査役へ前項⑨ハおよび⑩の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを禁止し、その旨をグループ各社の取締役、監査役および使用人に周知徹底するものとする。

⑫ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、監査部、会計監査人およびグループ各社の監査役との情報交換に努め、連携して当社およびグループ各社の監査の実効性を確保するものとする。

⑬ **当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行に生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該請求に係る費用または債務を処理するものとする。

⑭ **財務報告の信頼性を確保するための体制**

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適正な内部統制システムを構築する。また、本システムが適正に機能し、運用が継続されるよう評価および是正を行う。

(6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分につきましては、株主様および一般投資家様への企業責任の重大性を充分に認識し、業績を勘案して安定配当の確保と継続を基本とするとともに、グループが成長するための有効投資および財務体質の強化に取り組んでまいります。

この方針に基づき、当期の配当につきましては、１株につき年５円の配当とさせていただきます。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	8,805,957	流動負債	4,160,110
現金及び預金	1,948,414	支払手形及び買掛金	2,353,962
受取手形及び売掛金	4,094,750	短期借入金	390,600
電子記録債権	881,070	１年内返済予定の長期借入金	406,132
商品及び製品	592,850	未払費用	277,745
仕掛品	767,240	未払法人税等	51,473
原材料及び貯蔵品	235,304	その他	680,196
繰延税金資産	120,187	固定負債	2,271,511
その他	167,131	長期借入金	785,854
貸倒引当金	△992	リース債務	157,177
固定資産	4,180,856	繰延税金負債	80,802
有形固定資産	3,275,724	製品補償引当金	14,500
建物及び構築物	1,424,802	退職給付に係る負債	1,182,357
機械装置及び運搬具	703,136	負ののれん	25,830
工具、器具及び備品	294,970	その他	24,990
土地	566,821	負債合計	6,431,621
リース資産	206,234	（純資産の部）	
建設仮勘定	79,759	株主資本	6,084,856
無形固定資産	84,730	資本金	871,600
ソフトウエア	14,757	資本剰余金	1,825,897
その他	69,972	利益剰余金	3,427,904
投資その他の資産	820,401	自己株式	△40,544
投資有価証券	776,740	その他の包括利益累計額	470,334
繰延税金資産	5,290	その他有価証券評価差額金	78,403
その他	41,670	繰延ヘッジ損益	19,148
貸倒引当金	△3,300	為替換算調整勘定	442,246
		退職給付に係る調整累計額	△69,463
		純資産合計	6,555,191
資産合計	12,986,813	負債純資産合計	12,986,813

連結損益計算書

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		13,443,241
売上原価		11,287,216
売上総利益		**2,156,025**
販売費及び一般管理費		1,688,246
営業利益		**467,778**
営業外収益		
受取利息	6,530	
受取配当金	62,280	
為替差益	729	
投資有価証券売却益	5,995	
負ののれん償却額	2,152	
その他	18,276	95,965
営業外費用		
支払利息	11,260	
投資有価証券評価損	6,390	
支払手数料	1,650	19,300
経常利益		**544,443**
特別利益		
固定資産売却益	33	33
特別損失		
固定資産除却損	14,990	14,990
税金等調整前当期純利益		**529,486**
法人税、住民税及び事業税	128,896	
法人税等調整額	△10,737	118,158
当期純利益		**411,327**

連結株主資本等変動計算書

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	871,600	1,825,897	3,204,989	△39,386	5,863,099
会計方針の変更による累積的影響額			△143,310		△143,310
会計方針の変更を反映した当期首残高	871,600	1,825,897	3,061,678	△39,386	5,719,789
当期変動額					
剰余金の配当			△45,102		△45,102
当期純利益			411,327		411,327
自己株式の取得				△1,158	△1,158
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	－	－	366,225	△1,158	365,067
当期末残高	871,600	1,825,897	3,427,904	△40,544	6,084,856

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	29,660	－	290,021	△69,293	250,387	6,113,487
会計方針の変更による累積的影響額						△143,310
会計方針の変更を反映した当期首残高	29,660	－	290,021	△69,293	250,387	5,970,177
当期変動額						
剰余金の配当						△45,102
当期純利益						411,327
自己株式の取得						△1,158
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	48,743	19,148	152,225	△170	219,946	219,946
当期変動額合計	48,743	19,148	152,225	△170	219,946	585,014
当期末残高	78,403	19,148	442,246	△69,463	470,334	6,555,191

［連結注記表］

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記）

１．連結の範囲に関する事項

子会社５社の全てを連結の対象にしております。

連結子会社の名称　　岡山三相電機株式会社
播磨三相電機株式会社
サンソー精工株式会社
新宮三相電機株式会社
上海三相電機有限公司

２．持分法の適用に関する事項

非連結子会社および関連会社はありませんので該当事項はありません。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち上海三相電機有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、１月１日から連結決算日３月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

４．会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの　　決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、複合金融商品全体を時価評価し、評価差額を損益に計上しております。

時価のないもの　　移動平均法による原価法

② デリバティブ　　時価法

③ たな卸資産　　主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　　当社および国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は所在地国の会計基準に基づく定額法によっております。

ただし、当社および国内連結子会社は、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　　７年～47年
機械装置及び運搬具　４年～９年

② 無形固定資産（リース資産を除く）　　当社および国内連結子会社は定額法、在外連結子会社は所在地国の会計基準に基づく定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 製品補償引当金

顧客に納入した一部の製品に対して発生した製品補償に係る支出に備えるため、過去の実績等および対象製品の出荷数に基づき算定した金額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約取引については、振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段　為替予約、コモディティデリバティブ

ヘッジ対象　外貨建金銭債務、原材料

③ ヘッジ方針

社内規程に基づき、為替相場変動リスクおよび原材料価格変動リスクを低減する目的でヘッジを行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、振当処理の要件を満たすと判断される為替予約取引については、省略しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を発生時から費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、在外子会社の決算日における直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

② 負ののれんの償却方法および償却期間

平成22年３月31日までに発生した負ののれんについては20年間の定額法により償却を行っております。

③ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

（会計方針の変更に関する注記）

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、割引率の決定方法を、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、割引率の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が143,310千円増加し、利益剰余金が143,310千円減少しております。なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、１株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

（表示方法の変更に関する注記）

連結貸借対照表

前連結会計年度まで「受取手形及び売掛金」に含めておりました「電子記録債権」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「電子記録債権」は、217,983千円であります。

（連結貸借対照表に関する注記）

有形固定資産の減価償却累計額　　9,141,527千円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	9,143,200株	－株	－株	9,143,200株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年５月９日取締役会	普通株式	45,204	利益剰余金	5.0	平成26年３月31日	平成26年６月９日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年５月８日取締役会	普通株式	45,188	利益剰余金	5.0	平成27年３月31日	平成27年６月８日

（金融商品に関する注記）

（1）金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金ならびに債券等に限定し、また、資金調達については資金運用調達計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金ならびに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、全ての取引先に対して与信限度額を設定し期日管理および残高管理を行うとともに、四半期毎に信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券である株式ならびに債券等は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、資金運用管理規程に従い、業務上の関係を有する業務上の株式を除いて、保有状況を継続的に見直し、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、その全てが1年以内の支払期日であります。

借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であります。

デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ管理規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、当社において、連結子会社も含め各社毎の資金繰計画を適時作成する等の方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	1,948,414	1,948,414	－
(2) 受取手形及び売掛金	4,094,750	4,094,750	－
(3) 電子記録債権	881,070	881,070	－
(4) 投資有価証券	774,606	774,606	－
(5) 支払手形及び買掛金	2,353,962	2,353,962	－
(6) 短期借入金	390,600	390,600	－
(7) 長期借入金	1,191,986	1,193,990	△2,004
(8) デリバティブ取引	28,468	28,468	－

(注) 1．金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) デリバティブ取引

これらの時価については、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。なお、為替予約の振当処理によるものについては、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、当該科目の時価に含めて表示しております。

2．非上場株式等（連結貸借対照表計上額2,134千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

3．「(7) 長期借入金」には、1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

4．デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、（ ）で表示いたします。

（1株当たり情報に関する注記）

(1) 1株当たり純資産額　726円96銭

(2) 1株当たり当期純利益　45円61銭

(注) 「会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額が、15円89銭減少しております。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**7,063,042**	**流動負債**	**3,575,760**
現金及び預金	1,040,491	支払手形	503,894
受取手形	855,385	買掛金	1,930,087
電子記録債権	869,709	１年内返済予定の長期借入金	396,052
売掛金	2,889,487	未払金	279,941
商品及び製品	358,456	未払費用	226,283
仕掛品	388,200	未払法人税等	25,100
原材料及び貯蔵品	88,688	預り金	25,808
繰延税金資産	113,599	その他	188,592
その他	460,023	**固定負債**	**2,049,344**
貸倒引当金	△1,000	長期借入金	769,454
固定資産	**4,315,143**	リース債務	134,509
有形固定資産	**2,476,084**	繰延税金負債	37,027
建物	1,221,203	製品補償引当金	14,500
構築物	79,741	退職給付引当金	1,068,863
機械及び装置	345,611	その他	24,990
車両運搬具	514	**負債合計**	**5,625,104**
工具、器具及び備品	178,308	（純資産の部）	
土地	493,302	**株主資本**	**5,655,529**
リース資産	79,763	**資本金**	**871,600**
建設仮勘定	77,639	**資本剰余金**	**1,824,190**
無形固定資産	**16,727**	資本準備金	1,824,190
ソフトウエア	12,702	**利益剰余金**	**2,993,025**
その他	4,025	利益準備金	79,200
投資その他の資産	**1,822,330**	その他利益剰余金	2,913,825
投資有価証券	776,740	別途積立金	2,080,000
関係会社株式	70,327	繰越利益剰余金	833,825
出資金	210	**自己株式**	**△33,286**
関係会社出資金	614,067	**評価・換算差額等**	**97,551**
関係会社長期貸付金	297,233	その他有価証券評価差額金	78,403
リース投資資産	76,943	繰延ヘッジ損益	19,148
その他	33,107	**純資産合計**	**5,753,081**
貸倒引当金	△46,300		
資産合計	**11,378,186**	**負債純資産合計**	**11,378,186**

損　益　計　算　書

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		11,164,299
売上原価		9,744,323
売上総利益		**1,419,975**
販売費及び一般管理費		1,342,345
営業利益		**77,630**
営業外収益		
受取利息	2,086	
受取配当金	89,956	
為替差益	5,111	
投資有価証券売却益	5,995	
その他	16,706	119,856
営業外費用		
支払利息	5,263	
投資有価証券評価損	6,390	
支払手数料	1,650	13,303
経常利益		**184,182**
特別損失		
固定資産除却損	12,330	12,330
税引前当期純利益		**171,852**
法人税、住民税及び事業税	25,234	
法人税等調整額	△47,300	△22,065
当期純利益		**193,917**

株主資本等変動計算書

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	871,600	1,824,190	1,824,190	79,200	2,080,000	828,423	2,987,623	△32,128	5,651,284
会計方針の変更による累積的影響額						△143,310	△143,310		△143,310
会計方針の変更を反映した当期首残高	871,600	1,824,190	1,824,190	79,200	2,080,000	685,112	2,844,312	△32,128	5,507,973
当期変動額									
剰余金の配当						△45,204	△45,204		△45,204
当期純利益						193,917	193,917		193,917
自己株式の取得								△1,158	△1,158
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									－
当期変動額合計	－	－	－	－	－	148,713	148,713	△1,158	147,555
当期末残高	871,600	1,824,190	1,824,190	79,200	2,080,000	833,825	2,993,025	△33,286	5,655,529

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	29,660	－	29,660	5,680,945
会計方針の変更による累積的影響額				△143,310
会計方針の変更を反映した当期首残高	29,660	－	29,660	5,537,634
当期変動額				
剰余金の配当				△45,204
当期純利益				193,917
自己株式の取得				△1,158
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	48,743	19,148	67,891	67,891
当期変動額合計	48,743	19,148	67,891	215,446
当期末残高	78,403	19,148	97,551	5,753,081

［個別注記表］

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．資産の評価基準および評価方法

(1) 子会社株式　　移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの　　期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、複合金融商品全体を時価評価し、評価差額を損益に計上しております。

時価のないもの　　移動平均法による原価法

(3) たな卸資産

製品・仕掛品　　総平均法による原価法

原材料　　移動平均法による原価法

貯蔵品　　最終仕入原価法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

2．デリバティブの評価基準および評価方法

時価法

3．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）　　定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　７～47年

機械及び装置　　４～９年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）　　定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 製品補償引当金　　顧客に納入した一部の製品に対して発生した製品補償に係る支出に備えるため、過去の実績等および対象製品の出荷数に基づき算定した金額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を発生時から費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

５．重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法　繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約取引については、振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段　為替予約、コモディティデリバティブ

ヘッジ対象　外貨建金銭債務、原材料

(3) ヘッジ方針　社内規程に基づき、為替相場変動リスクおよび原材料価格変動リスクを低減する目的でヘッジを行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法　ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、振当処理の要件を満たすと判断される為替予約取引については、省略しております。

６．その他計算書類作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理　退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理　消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

（会計方針の変更に関する注記）

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日）を当事業年度より適用し、割引率の決定方法を、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、割引率の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業計年度の期首の退職給付引当金が143,310千円増加し、繰越利益剰余金が143,310千円減少しております。なお、当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、１株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

（表示方法の変更に関する注記）

貸借対照表

前事業年度まで「受取手形」に含めておりました「電子記録債権」は金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。なお、前事業年度の「電子記録債権」は、211,210千円であります。

（貸借対照表に関する注記）

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　7,026,258千円

(2) 偶発債務

関係会社の金融機関からの借入金に対し債務保証を行っております。

上海三相電機有限公司	370,600千円
播磨三相電機株式会社	26,480千円
新宮三相電機株式会社	20,000千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	517,750千円
② 長期金銭債権	374,176千円
③ 短期金銭債務	671,434千円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

① 売上高	433,185千円
② 仕入高	3,458,830千円
③ 営業取引以外の取引高	214,015千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	102,346株	3,227株	－株	105,573株

（注）自己株式数の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	播磨三相電機株式会社	直接 100%	債務保証	播磨三相電機株式会社の銀行借入に対する債務保証	26,480	－	－
子会社	新宮三相電機株式会社	直接 100%	資金の援助	利息の受取(注1)	2,080	関係会社長期貸付金	297,233
						流動資産その他	176
			債務保証	新宮三相電機株式会社の銀行借入に対する債務保証	20,000	－	－
子会社	上海三相電機有限公司	直接 100%	役員の兼任	配当金の受取（注２）	25,774	－	－
			債務保証	上海三相電機有限公司の銀行借入に対する債務保証	370,600	－	－

取引条件および取引条件の決定方針等

（注）１．資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

２．配当金については、子会社の純利益から必要投資等を控除した金額をベースに協議の上決定しております。

（税効果会計に関する注記）

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	89,760千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	15,262千円
未払事業税	2,739千円
未払費用否認	55,170千円
退職給付引当金	345,211千円
減価償却費損金算入限度超過額	281千円
製品補償引当金	4,764千円
その他	18,273千円
繰延税金資産小計	531,464千円
評価性引当額	△408,164千円
繰延税金資産合計	123,300千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△37,406千円
その他	△9,320千円
繰延税金負債合計	△46,727千円
繰延税金資産の純額	76,572千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）および「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6％から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.0％に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3％となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は5,085千円減少し、法人税等調整額が9,721千円、その他有価証券評価差額金が3,821千円、繰延ヘッジ損益が814千円、それぞれ増加しております。

（１株当たり情報に関する注記）

(1) １株当たり純資産額	636円57銭
(2) １株当たり当期純利益	21円45銭

(注) 「会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当事業年度の１株当たり純資産額が、15円86銭減少しております。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月15日

三相電機株式会社
　取 締 役 会　　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　市之瀬　　申　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　平井　　啓仁　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、三相電機株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三相電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月15日

三相電機株式会社
　取 締 役 会　　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　市 之 瀬　　申　㊞

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　平 井　　啓 仁　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、三相電機株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月18日

三相電機株式会社　監査役会

常勤監査役　萩原一郎　㊞

監査役（社外監査役）　赤松光弘　㊞

監査役（社外監査役）　浜野信夫　㊞

以　上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

議決権の代理行使の勧誘者　　三相電機株式会社
代表取締役社長　黒田　直樹

第１号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（４名）は本総会終結のときをもって任期満了となります。経営体制ならびに経営監督機能の強化を図るため、取締役２名（うち社外取締役１名）を増員し、取締役６名（うち社外取締役１名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生 年 月 日）	略歴、当社における地位、担当 （重 要 な 兼 職 の 状 況）	所有する当社の株式の数
くろだ　なおき 黒　田　直　樹 （昭和34年２月１日生）	平成元年３月　当社入社 平成10年10月　当社品質管理部長 平成13年６月　当社取締役品質保証部・品質管理部担当 平成16年７月　当社取締役経営企画部・情報システム部担当 平成18年５月　当社常務取締役 平成18年５月　上海三相電機有限公司董事長（現在に至る） 平成18年６月　当社代表取締役社長（現在に至る）	205,216株
こばやし ひでつぐ 小　林　秀　嗣 （昭和29年５月８日生）	昭和52年４月　当社入社 平成８年２月　当社技術本部研究部長 平成12年６月　当社取締役研究開発部担当 平成17年７月　当社取締役品質保証部・汎用ポンプ営業部・東京第一営業部・東京第二営業部担当 平成20年４月　当社取締役営業部長 平成21年４月　当社取締役研究開発部・営業部担当 平成21年10月　当社取締役技術部・営業部担当 平成23年６月　当社常務取締役技術部・営業部担当（現在に至る）	10,200株
おかもと とみお 岡　本　富　男 （昭和32年１月18日生）	平成３年７月　当社入社 平成14年11月　当社経理部長 平成17年６月　当社取締役総務人事部担当・経理部長 平成18年６月　当社取締役経営企画部・情報システム部・総務人事部担当・経理部長 平成20年４月　当社取締役統括管理部長 平成25年６月　当社取締役統括管理部長・国内関連会社担当（現在に至る）	8,000株

氏　　名 （生 年 月 日）	略歴、当社における地位、担当 （重 要 な 兼 職 の 状 況）	所有する当社 の 株 式 の 数
もりかわ はるひこ 森　川　晴　彦 （昭和26年９月１日生）	昭和52年４月　当社入社 平成８年２月　当社技術本部開発部長 平成14年４月　当社研究開発部長 平成17年２月　上海三相電機有限公司副総経理 平成20年６月　上海三相電機有限公司総経理 （現在に至る） 平成23年６月　当社取締役 （現在に至る）	10,200株
※ ふじわら のりかず 藤　原　範　和 （昭和36年１月14日生）	昭和58年４月　当社入社 平成17年２月　当社研究開発部長 平成25年１月　当社品質保証部副部長 平成25年６月　当社執行役員品質保証部長 （現在に至る）	5,000株
※ あだち やすたか 足　立　安　孝 （昭和26年９月17日生）	平成10年１月　日本電子材料株式会社入社 平成16年７月　同社経理シニアマネージャー 平成20年４月　同社管理部門副統括部長 平成21年４月　ジェム上海社取締役社長 （現在に至る） 平成21年６月　日本電子材料株式会社取締役管理部門統括部長・コンプライアンス担当 平成25年４月　同社取締役管理部門統括部長・コンプライアンス担当・管理部門統括管掌 （現在に至る）	0株

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
３．取締役候補者足立安孝氏は社外取締役候補者であります。
４．足立安孝氏を社外取締役候補者とする理由（社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断する理由を含む。）
　足立安孝氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
５．足立安孝氏が社外取締役に選任された場合、当社は同氏との間で会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
６．足立安孝氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第２号議案　監査役２名選任の件

監査役赤松光弘、浜野信夫の両氏は、本総会終結のときをもって任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生 年 月 日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
はまの　のぶお 浜　野　信　夫 (昭和21年11月29日生)	昭和44年４月　松下電器産業株式会社（現・パナソニック株式会社）入社 平成17年６月　松下電器産業株式会社（現・パナソニック株式会社）退職 平成21年９月　プロジェクト浜野　代表（現在に至る） 平成26年６月　当社監査役（現在に至る）	0株
※ にしい　ひろき 西　井　博　生 (昭和39年５月19日生)	昭和62年４月　監査法人朝日親和会計社（現・有限責任あずさ監査法人）入所 平成13年９月　朝日監査法人（現・有限責任あずさ監査法人）退所 平成13年９月　西井博生公認会計士事務所開所 平成16年９月　なぎさ監査法人設立　代表社員（現在に至る） 平成16年12月　税理士法人なぎさ総合会計事務所設立　代表社員（現在に至る） 平成18年６月　株式会社Ｇ－７ホールディングス社外監査役（現在に至る）	0株

（注）１．※印は、新任の監査役候補者であります。

２．各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

３．監査役候補者浜野信夫氏、西井博生氏は、社外監査役候補者であります。

４．浜野信夫氏、西井博生氏を社外監査役候補者とする理由（社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断する理由を含む。）

浜野信夫氏は、実業界での長年の経験を蓄積した幅広い知識と豊富な経験を当社の監査に活かしていただけると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

西井博生氏は、公認会計士としての専門的見地から、当社の経営に対して的確な助言・提言をいただけると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

５．浜野信夫氏は、当社の監査役に就任後１年が経過しております。

６．当社は、浜野信夫氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法425条第１項に定める最低責任限度額であります。また、西井博生氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

７．浜野信夫氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。西井博生氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数が欠けた場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生 年 月 日）	略　歴（重 要 な 兼 職 の 状 況）	所有する当社の株式の数
ありた　ひさのり 有　田　尚　徳 （昭和17年２月15日生）	昭和40年４月　株式会社神戸銀行（現・株式会社三井住友銀行）入行 昭和50年３月　弁護士登録 （現在に至る）	0株

（注）１．補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．補欠監査役候補者有田尚徳氏は、社外監査役候補者であります。

３．有田尚徳氏を補欠の社外監査役候補者とする理由（社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断する理由を含む。）

有田尚徳氏は、長年の弁護士として培われた法律知識を、監査役に就任された場合に当社監査体制の強化に活かしていただけると判断したものであります。

４．有田尚徳氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

第４号議案　取締役および監査役の報酬額改定の件

当社の取締役および監査役の報酬額は、平成４年６月25日開催の第35回定時株主総会において、取締役の報酬額を月額20,000千円以内、監査役の報酬額を月額4,000千円以内とご承認いただき今日に至っております。

その後の経済情勢の変化や、経営環境の変化に伴い取締役および監査役の責務が増大したこと、また、役員賞与の支給方法の変更や役員退職慰労金制度を平成21年６月で廃止したこと等諸般の事情を考慮して、取締役および監査役の報酬額を改めさせていただきたいと存じます。

報酬額につきましては、月額を年額に改め、取締役の報酬額を年額300,000千円以内（うち社外取締役30,000千円以内）、監査役の報酬額を年額50,000千円以内としたいと存じます。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

また、現在の取締役は４名、監査役は３名でありますが、第１号議案（取締役６名選任の件）および第２号議案（監査役２名選任の件）が原案どおり承認可決されますと、取締役は６名（うち社外取締役１名）、監査役の員数は引き続き３名（うち社外監査役２名）となります。

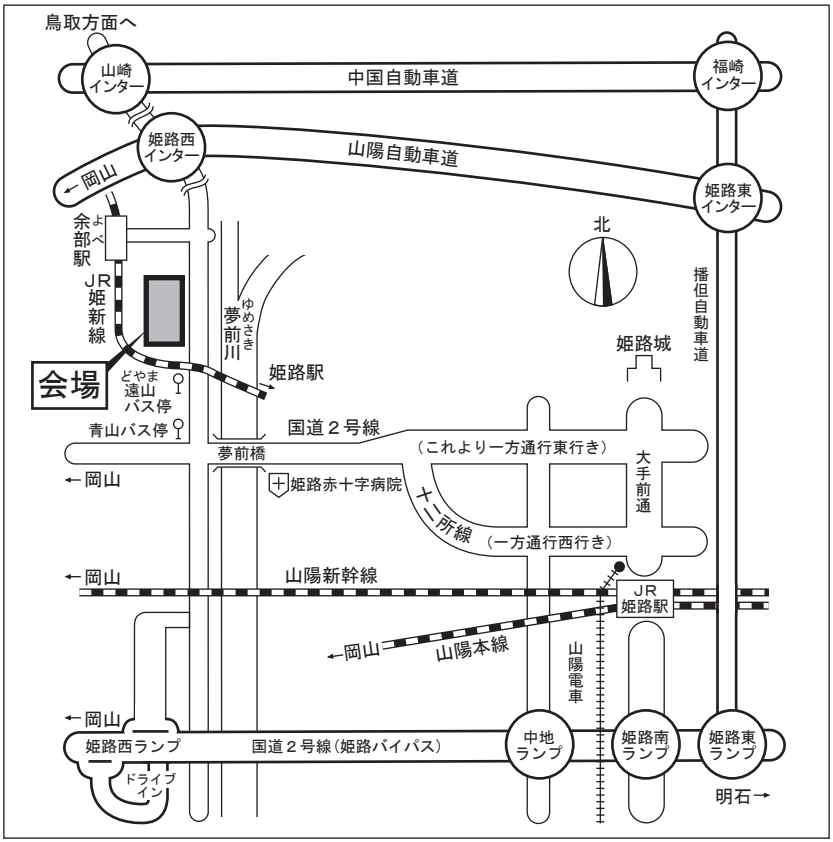
以　上

メ　　モ

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内略図



会　場：兵庫県姫路市青山北一丁目１番１号
三相電機株式会社　講堂
電　話（079）266－1200

交通機関	ＪＲ：姫新線＜余部駅＞　　下車徒歩　約６分
	バス：神姫バス＜遠山（どやま）バス停＞　下車徒歩　約３分

（できるだけ公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。）